

## 序 文

本書は、『会社・経営のリーガル・ナビ Q&A』（平成24年1月、民事法研究会）に続く、春秋会が送り出す2冊目の書籍として刊行されるものです。

春秋会とは、東京弁護士会に所属する弁護士によって昭和29年（1954年）に設立された政策団体かつ親睦団体であり、現在（平成26年1月15日時点）563名の会員が所属しています。会員は、日本弁護士連合会や東京弁護士会における政策立案や業務研修等に積極的にかかわる活動を行っております。

本書は、前作と同様、春秋会の活動の一環として、会内のベテラン会員や若手会員が協力して作り上げたもので、一読しておわりのとおり、新人弁護士が若手、中堅、ベテランの各弁護士のアドバイスを受けるという座談会形式の構成となっています。これは、もちろん読みやすさだけでなく、会話の流れの中で、自然に訴訟における重要なポイントが理解でき、しかも、陥りやすいミスや、裏技などもポイントを押さえて理解できるように工夫されており、入門書としても、参考書としても便利に活用いただける内容であると自負しております。

春秋会は、本年創立60周年を迎えます。人間でいうと還暦にあたる区切りの年に記念となる書籍を送り出せることは、春秋会にとって大きな喜びでもあります。本書を実務の合間に気軽な参考書をしてご愛読いただけると幸いです。

平成26年1月

平成25年度東京弁護士会春秋会幹事長

弁護士 菅 芳 郎

## は し が き

正義とは何かという問いに対して、一義的な判断基準のない現代において、裁判所における「勝訴判決」というのは1つの正義の実現とも言えるでしょう。しかしながら、「どうしたら裁判に勝てるか」と聞かれても、簡単に答えることができないことは言うまでもありません。事件の基本的な性質、有利な証拠の有無、地道な調査、正確かつ明快な書面の作成、法廷における有効かつ適切な尋問等が、勝訴判決を導くと一応は言えますが、では具体的にどのように行ったらよいのかについては、訴訟の現場で、おのおのの弁護士が日々いろいろと模索しながら、適宜行っているというのが実態でしょう。

本書は、民事訴訟に携わるすべての弁護士、企業の法務部の方、司法修習生、法学部や法科大学院の学生、簡易裁判所において訴訟を担当される司法書士の方々等を対象に、訴訟は実際にどのようになされているか、現場の弁護士が悩み、迷いながらもいかに勝訴判決を獲得しようとしているのかを、新人、若手、中堅、ベテランの対談形式でわかりやすくまとめたものです。

本書の企画・編集を担当した春秋会ドリーム・プロジェクト委員会は、司法制度改革の荒波の中にあって、弁護士の未来を語り合い、弁護士としての夢を実現するための委員会です。

本書の読者の方々がより良い訴訟活動をされ、1件でも多く勝訴判決を獲得することに寄与できたとすれば、われわれにあっても望外の幸せです。

最後に、本書の出版にあたっては、おおよそ2年間にわたり、株式会社民事法研究会の安倍雄一氏の大変なご尽力をいただきました。この場を借りまして感謝申し上げます。

平成26年1月

東京弁護士会春秋会  
ドリーム・プロジェクト委員会  
委員長 高 島 敏 秀

# Chapter

# III

## 第3章

## 訴状・答弁書



## I 訴状の作成および提出

### 1 訴え提起の準備および時期

#### (1) 正確さの担保

**新人** 納得のいく訴状を書き上げるためにはどうしたらよいのでしょうか。

**中堅** 訴状は、いい加減なものを出せないけれど、かといって完璧なものを出そうとするとどんどん時間が経ってしまいます。つまり、いろいろなものを調べたい。けれど、調べ出したらきりがないし、制約があるわけだから、もうどこかで出すとふんぎりをつけないといけないわけです。

制約としては、まず、「法律上の制約」があげられます。たとえば、時効ですね。次に、依頼者との関係です。依頼者としては、早く事件を解決してほしいわけですから、訴訟提起は、いつ行われるか気にするわけです。よって、満足のできる訴状ができるまで、訴訟提起しないというわけにはいかないということになります。

**新人** 訴状における「正確さ」というのは、何をもって基準とするか難しいですね。

**若手** 私は、訴状の段階の最初や途中で悩んでいる時に、同種の事件の訴訟の経験が豊富な先輩弁護士に質問したりします。いわば弁護士のセカンドオピニオンです。それで鋭い指摘を受けてあらためて気づくこともあるし、自分に根本的な見落としがあったことに気がついたりもします。

**中堅** 文献を確認することも大切です。

**新人** 文献は購入していますか。図書館で調べますか。

**中堅** 判例検索システムなどであがった文献は図書館ですべて確認したうえで、その判例をすべて資料としてコピーするかどうか、そこまではせずともある特定の書籍を購入して確認するにとどめるかは、事案にもよるま

す。

**若手** 検索したり文献があってもすべて読むのかということもありますよね。判例は、調査しだしたら本当にいくらでも出てきます。弁護士によっては、徹底的に分析して最初にレジュメのようなものをつくって、依頼者にプレゼンするという人もいます。私は、自分で見て、印を付けておくくらいですけど。

**新人** やはり人数の多い事務所では、調査を組織的に行うのでしょうかね。

**中堅** その分高い費用を請求しているようですからね。こちらからみたら絶対勝てるような事件でも「ああ、ここまでやるんだ」という調べ方をしている人はいますね。

**若手** 結局事案によって、弁護士によって異なるということですね。

## (2) 「事実」の追加主張は許容されるのか

**新人** 依頼者のことを考えると訴状は、「完璧」なものを作成すべきだと考えているのですが、何をもちて「完璧」というのか、どのくらいの時間をかけるべきか、妥協するのであればどのラインが目安となるのか、悩みます。

**若手** 完璧なものを出そうとしなくても、訴状は遅れがちです。私もじっくり検討して提出したいのですが、ボスから「巧遅は拙速に如かず」と言われていました。そのボスからは、「間違っていたら弁護士が裁判所で恥をかけばいいんだ。依頼者のためなんだから、おまえが恥かいたから何だ」とも言われました。「判例を調べてからにしたい」と言ったら、「判例が違っていたら、訴えないのか」と叱られたこともあります。弁護士が判例を変えることもできるわけですから。そのとおりだとは思いますが、かといって、明らかに最高裁判例に反しているものをそのまま堂々と出すのは恥ずかしいし、自分の弁護士としてのキャリアを裁判所に疑われるということもあるからやりたくはないです。ただ、依頼者のためには、とにかく早く着手する。内容を徹底する。そして完璧とはいえなくとも納

得し得るものができたら提出すべきだと思います。でも、拙速でやって、あとで痛い目にあったことはありますけれどね。

**中堅** 確かにシフトチェンジできないときはありますね。私も、ある法律構成で固めたうえでストーリーをつくって訴状を起案していきますが、訴訟をしていく過程で、当初のストーリーを維持できなくなるときがあると、格好悪いなと思います。一方で、やはりいろいろ練ってみるとわかってくることもあります。最初から拙速で訴状をつくってそのストーリーに固執すると失敗することになります。でも、そうなるといつまで経っても訴状は出せないことになります。

**若手** 原告側の代理人で後に法律構成を変更したり、事実関係が誤っていたといった場合に、途中で訂正しますよね。そういった場合に、裁判所はこちらが準備不足だったんだなと思ってくれるのでしょうか。私は、主張を変更して新たな証拠を提出したときに相手方から、「証拠を偽造した」と言われたことがあったのですか、裁判所はどう考えるのか気になります。

**中堅** 基本的な考え方としては、事実関係は極力変更すべきではなくて、法律構成やどこで合意が成立したとか、その合意はこういった内容だということ、評価の問題だから変更していいといわれています。ただ、決め打ちして「この法律構成でいく」とすると、生の事実をすべて訴状に並べるわけではなくて、法律構成に沿った事実を拾って起案していくわけですから、法律構成とは関係ないとしてあえて訴状には記載されていないストーリーがあるわけです。この記載されていない事実が、後で法律構成つまり「筋」を変更すると実は重要だという場合が起こることがあります。そういった場合の裁判所の受け取り方は気になりますね。

**若手** 法律構成が変わるのは裁判所もあまり気にしないようですが、当初記載していなかった事実が法律構成を変更することで、そこが実は重要になってきて、後で証拠を追加して提出することになりますよね。特に、相手も検討が甘かったりした場合には、お互い違う「筋」で裁判が進んでし

まうことがあります。そういった場合の、いわば「筋」の変更に伴う事実の修正を裁判所はどこまでこちらの準備不足として許してくれるのかは気になります。

**新人** 最初から余計なことも全部書いておけばよいではありませんか。

**中堅** う～ん、やはり建築とか医療といった複雑な事件だと、どうにもならないですね。訴状の段階では、完璧に書けないことが多いです。相手方の反論があって、初めてこちらが調べてわかることが出てくることもありますから、最初にすべてを記載しておくことは無理ですね。

### (3) どこでふんぎりをつけるか

**新人** そもそも時効などの制約がなければ、じっくり納得するまで起案するのか、それとも先ほど話に出ましたが、やはり拙速のほうが基本的にはいいのか、どちらなのでしょう。依頼者からしたら、早いほうがありがたいのではありませんか。

**中堅** そうですね。早く手続に乗せたほうがよいように思います。ただ、特に複雑な事件で被告側の代理人についたとき、原告側に対して「もっとよく調べてから訴えればいいのに」と思うことも多いです。

**ベテラン** 正確で速いのには越したことはないのですけれどね。バランスということでしょうか。時間と正確さの境目ぎりぎりのラインを狙うということですかね。

**中堅** 法律構成は曖昧にしてあえて早く訴状を出すということはよくあります。ただ、事実関係については、たとえば、企業がかかわる事件でその担当者が何人もいて、各担当者に調査して全部まとめて訴状に記載するのはとても労力と時間がかかっていつまで経っても出せないといったことがあります。もうこのあたりでいいやと決めて訴状を出しても、後で、事実関係が誤っていたなどということもあります。ストレスがないのは、じっくり検討して固める方法だと思います。

**新人** 自分が納得するといったら、どこまでのレベルなのでしょうね。

100%絶対勝てるという確信を得られる段階ですか。

**中堅** 訴状ですべてを出すかどうかはまた別ですけどね。聞き漏れがないという安心感が得られた段階かもしれません。それこそ陳述書の作成や尋問の段階になって、「そんなことがあったんだ」ということはよくあります。そういったことを防ぐためには、徹底的に事実関係を聞いておきたいし、そうしないと難しい事件も間違いなくあります。

**若手** でも、それでは時間がかかってしまいますね。そうすると、わりとルーティーンな訴訟と、本当に真剣勝負で判決までいくのがわかりきっている訴訟とある程度分けて訴状等の対応も考える必要があるのかもしれないね。

**中堅** そうすると訴訟提起の段階、訴状の起案にふんぎりをつけるのは、①時効などの法律の制約、②依頼者との約束した期限、③それから自分が納得した段階の3つになりそうですね。私は、今の自分で自信がもてるところで訴訟提起に踏み切りたいということになるように思います。わりと単純な事件類型であれば、「あ、これはいける」と早い段階で手続に乗せますから。

**若手** あとボスなどと共同受任をしていると、そこからくる制約もあります。自分の単独受任だと完全にマイペースですけど。私はもっと早くしなければといつも思います。

**中堅** 裁判になる見通しのある事件は、私は、徹底的に時間をかけて相談者とは何度も打合せをして、「いけそうだな」と確信した段階で受任するのですが、毎回どんな事件でも「何でそれを早く言わなかったの」ということは出てきます。あれは非常に悔しいです。

**若手** それこそ尋問準備の時に「しまった」と思うときがあります。「これだけ時間をかけたのに」と悔しい思いをします。

**ベテラン** 「これを言っておけばよかった」、「こういった構成があった」は、どれだけ準備していてもあります。そういった意味では、自分が納得して



いても、後で、納得できる段階ではなかったことに気づくことも多いわけです。

#### (4) 依頼者は待ってくれるか

**新人** 先の3つの制約をもう一度確認したいのですが、法律上の制約の場合には絶対期限があるわけですよね。依頼者との約束というのは、どのくらいまで待ってくれるものですか。

**中堅** 本来は、せいぜい1カ月くらいで対応しなくてははいけません、どんなに作成に手間がかかるものであっても、3カ月が限界だと思います。

**若手** ええ、難しいものであれば、3カ月くらいなら辛抱してくれます。半年もかかると「何やっているんだ」と言われます。お金をもらっていないければ、また、別なのでしょうか。

**新人** どの段階から3カ月でしょうか。受任からでしょうか。費用をいただいてからですか。

**中堅** 費用をもらい始めてから3カ月でしょうね。

**若手** そういった意味では、費用を見積もる必要があるわけですから、法律構成やストーリーができるより前に、事件の見通しを立てる必要がありますね。

**中堅** 簡単にいえば、「いけるか、いけないか」でしょうね。「やるべきか、そうでないか」ということもあります。ですから、訴訟提起の時期の判断とはまた多少違います。

**若手** そうすると、①相談の打診がある、②相談を聞く、③受任するかどうかを決める、④費用を見積もる、⑤契約する、⑥費用をいただく、そこから3カ月となりますね。

**中堅** 人によって異なるでしょうが、①から⑥は1週間くらいですよ。だからほぼ3カ月でしょうね。

**若手** その3カ月間で、時効のような法律上の制約は別として、集められるものを集めて、納得できるところまで訴状の内容をもっていかななくては

ならないわけですね。

**中堅** たとえば、1年間も放置したら懲戒請求がくると思います。戒告もあると思いますよ。

**ベテラン** いくら完璧な訴状が作りたいたいといっても限度があります。先ほど3カ月という数字が出ましたが、いかに難しいものであってもそれが限界ということです。「訴訟事件は受任したらすぐに提訴する」が基本であることを肝に銘じてください。費用をもらっていようとしまいと、受任をして委任状をもらったのであれば、できるだけ速やかに事件に着手することが基本です。もちろん、事件の全体像や、背景、あるいは勉強を要する事件などはどうしても時間がかかってしまうこともありますから、そういった場合には、3カ月くらいは依頼者に理解をいただくことが可能かもしれないということです。

**中堅** 事件によっても異なりますよね。建物明渡事件のようなフォーマットがあるものは、速やかにスタートできるはずです。

## 2 管轄

### (1) 土地管轄

**新人** では、具体的に訴状の記載内容に沿って教えてください。

**若手** まず、管轄ですね。土地管轄については、なるべく東京地裁でやりたいということです。これは、交通費や時間がかからないから、依頼者のためにも事務所の最寄りの裁判所でやりたいということです。

**中堅** 管轄では、ほかに「持参債務を忘れずに」と注意したいですね。履行請求訴訟などで、被告の住所地で訴えなければいけない（民事訴訟法1条）と思いついでいる人がいるけれど、持参債務の場合は、原告の住所地でも訴えが提起できます（民法484条、民事訴訟法4条1項）。

**若手** 交通費や日当を考えると依頼者に過度な負担をかけるべきではありませんから、当然ですね。ところで、日当の基準はどうしていますか。

**中堅** われわれは東京の弁護士だから、基本的には、東京以外の裁判所などに赴くときは、日当をもらいます。私は、自宅が、東急東横線沿線なので、横浜だったら日当はまあいいやといった例外もありますけれど。それを1万円にするか2万円にするか、あるいは3万円にするかは事案やかかった時間によりますね。依頼人は、日当が請求される場合や、弁護士の自宅を考えて相談相手を選ばないとは思いますが。

**ベテラン** 近県（神奈川、千葉、埼玉）なら、日当を請求しない弁護士が多いのではないですか。私は、日当を請求しないという前提ですから、なるべく東京地裁にしています。

**若手** 日当の請求は、私もできません。たとえば、飛行機代などは結構かかりますから、地方での裁判の場合に、毎回交通費のほかに日当まで請求するような負担を依頼者にはかけられないと考えています。交通費はもちろん請求しますが。

**ベテラン** 交通費で1万円も2万円もかかるのに、それプラス何万円という日当は難しいですね。私は、計算が面倒なので一定額以下ならば交通費も請求しません。日当や交通費あるいは諸経費については、事務所によってさまざまなようです。たとえば、ある渉外事務所では、コピー代30円、都内交通費も130円から請求しているようです。一方で、個人事務所は、あまり細かい必要経費を計算することはかえって手間がかかると考えているので、基本的には請求しないこととしている事務所が多いようです。タイムチャージ制などの着手金・報酬制度によっても諸経費の請求システムは異なるでしょう。私の聞いたところでは、500円以上の必要経費はすべて請求するといった一律の基準を設けている事務所もあります。このあたりは、まさに経営者としてのそれぞれの弁護士の考え方が反映されているようです。

**新人** 交通費などを考えると国外での裁判になると経費がずいぶんかかりそうですね。そもそも涉外事件の管轄はどのように決まるのでしょうか。

**ベテラン** 渉外事件の管轄は、裁判官もよくわかっていないことが多く、言った者勝ちのような場面があります。たとえば、国際離婚の場合などは、子どもの引渡しなどの執行の場面を考えると日本で裁判をしたほうがよいので、子どもの遺棄があったとして不法行為地が日本であるといいきることとで管轄を日本の裁判所に促すことがあります。

## (2) 事物管轄

**中堅** 次に、事物管轄の問題がありますね。事物管轄に関しては140万円の訴額という基準があります。通常、140万円以下の場合であれば、簡易裁判所の管轄になりますが、裁量移送（民事訴訟法18条、民事訴訟規則8条）によって、あえて地方裁判所の判断を求めたいときはどのような場合かということですね。

**若手** まず、訴額が140万円以下でもやや事情が込み入っている事件などは地裁の裁判官に判断してもらいたいということがありますね。次に、簡裁ですと同じ時間帯に非常に多くの事件が期日指定されているものですから、かなり待たされることがあって、時間が無駄にされている気がするので、できれば地裁でやってほしいですね。

**中堅** 訴額は、140万円以下でしたが、医療事件の被告側の事案で、最初から地裁に係属していた事件がありました。地裁から何の連絡もなかったので、原告が申し立ててそのまま地裁で係属したのでしょうか。おそらく上申書が出ていると思います。

**ベテラン** それは、事案が複雑だったからではありませんか。本来、裁量移送は、相手方からも意見を聞かなくてなりませんから（民事訴訟規則8条）、事物管轄が簡裁なのにいきなり地裁に申し立てて受理されては、法令違反というものです。

**中堅** 東京簡裁では、民事訴訟規則8条を徹底せずに、事案が複雑であれば、裁量で地裁に移送してしまう運用をとっているようです（参考：最大決昭和35・7・6最高裁判所民事判例集14巻9号1657頁）。それに簡裁で

は、医療事件のような複雑な事実とか法律上の争いのある事件はできないと思います。

**ベテラン** 私は、最近の東京簡裁は、法令解釈が争点となった場合には地裁へ裁量移送するが、事実認定が争点となっている場合には、積極的に自ら判断しているように思います。

**若手** 確か、建物の明渡事件などは、絶対に地裁に申し立てる弁護士がいましたね。

**中堅** 私は、建物の明渡事件は、簡裁でも地裁でもよいとされていますから（裁判所法24条1号）、100%地裁に申し立てています。地裁で判断される安心感はありますよね。

### (3) 事件別に管轄の定めがある場合

**ベテラン** もう1つ気をつけたほうがよいのは、たとえば、一部の行政事件などのように、不服申立前置主義などがとられている事件は、いきなり裁判所に申し立てると恥ずかしい思いをしますから注意しましょう。行政訴訟の場合は、東京地裁しか管轄がない場合もありますから要注意です。

**若手** 親族間の貸金返還請求が家裁でできることを知っていましたか。

**新人** 知りませんでした。それは、家裁でなければいけませんか。それとも家裁でもできるのですか。

**若手** 「でもできる」ですね。親族間の不動産の明渡しとか貸金の返還は、家裁でも管轄になるのです。

**ベテラン** 家庭の人間関係がかかわっている場合には、基本的には不貞行為の損害賠償であっても、家裁で扱ってくれます。第三者の不貞行為の損害賠償は地裁で扱って、夫婦間の感謝料や離婚の問題は、家裁で扱うというのは、やはり面倒ですね。一緒の事件として扱ったほうがよいように思います。

**中堅** 家事事件の管轄は、離婚をするか否か争いになった場合に、生活費が乏しくて実家に戻った妻が、離婚の調停を申し立てて、わざわざ以前の

住まいの地域まで通ってこなくてはならないといったケースが多いこともありますから、管轄の選択は慎重にする必要がありますよね。家事事件手続法の改正でその点は、多少柔軟になったようですが。

**若手** 以前は、被告の住所地が原則でした。ただ、そういった場合は、被告の住所地の弁護士に依頼することで、負担を最低限にすることもできたはずですよ。

**中堅** 以前の調停では、本人は、最後の段階や、あるいは調停の内容を決める段階で参加してくれればよかったのです。現在の家事事件手続法では、本人出頭の原則（家事事件手続法258条1項準用の51条）がありますから、生活費が厳しくて実家に戻っているような配偶者がわざわざ交通費と時間を使って、調停に参加するというのはかなりの負担です。この点、やはり管轄というのは実務では重要です。

### 3 訴額の決定および算定

#### (1) 訴額の決定

**新人** 次に訴額を記載しなくてははいけませんね。そもそも訴額の計算方法を知らないとは駄目ですよ。

**中堅** 基本的には、請求額に基づくわけですが、最も悩むのは、慰謝料請求のケースです。300万円なのか、500万円なのか、1000万円なのか、3000万円なのか、1億円なのか……は、目安があるわけではないから難しいところですよ。もう一つは、一部請求ですね。いわゆる試験訴訟といわれるものです。これは、認められるのか、そうでないのか。私は、請求した経験はありませんが、まず一部訴訟を提起して様子をみてみたいと思ったことは何度もあります。

**若手** 一部請求をされた事件は経験ありますが、一部請求で勝って、それで訴額を拡張したということはないですね。

**新人** 請求された事件というのはどんな事案ですか。



●研究会参加者一覧●

(五十音順)

**臼井 一廣** (うすい かずひろ)

臼井・儀間法律事務所

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-1-13 中村ビル3階

TEL 03-3518-0401

**大谷 隼夫** (おおたに はやお)

東京エクセル法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-3 磯村ビル5階

TEL 03-3503-0921

**大山 雄健** (おおやま ゆうけん)

福家総合法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8-8-17 伊勢萬ビル6階

TEL 03-3572-7855

**北 周士** (きた かねひと)

きた法律事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-6 JeVビル3階

TEL 03-6272-3670

**木下 渉** (きのした わたる)

木下総合法律事務所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-3-1 トーハン淡路町ビル3階

TEL 03-3251-3002

**小峯 健介** (こみね けんすけ)

扶桑合同法律事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-2 KIHOHビル6階

TEL 03-3515-2251

**近藤 正人** (こんどう まさと)

東京渋谷法律事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-17 Daiwa渋谷SSビル8階

TEL 03-6427-2545



**進士 肇**（しんじ はじめ）

篠崎・進士法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル 6階

TEL 03-3580-8551

**菅 芳郎**（すが よしろう）

菅・樋川法律事務所

〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-5 東銀座神田ビル202

TEL 03-5298-5201

**高島 敏秀**（たかはた としひで）

清風法律事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂3-7-12 赤坂五歩一ビル 3階

TEL 03-5570-0551

**寺崎 裕史**（てらさき ひろふみ）

フォルム総合法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-8-9 三井ビル 4階

TEL 03-5367-9387

**中原 俊明**（なかはら としあき）

法律事務所ホームワン

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-12 サンビル 9階

TEL 03-6859-4820

**萩原 怜奈**（はぎわら れな）

林・園部法律事務所

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-4-8 芙蓉神田須田町ビル 3階

TEL 03-5209-3801

**藤川 元**（ふじかわ はじめ）

藤川元法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-5 新宿 KM ビル901

TEL 03-3226-6110

**松阪 健治** (まつさか けんじ)

東京エクセル法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-3 磯村ビル5階

TEL 03-3503-0921

**松野絵里子** (まつの えりこ)

東京ジェイ法律事務所

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル8階

TEL 03-6380-9593

**武藤 元** (むとう はじめ)

フォルム総合法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-8-9 三井ビル4階

TEL 03-5367-9387

**築瀬 捨治** (やなせ しゅうじ)

長島・大野・常松法律事務所

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル

TEL 03-3511-6106

**山本 常幸** (やまもと つねゆき)

フォルム総合法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-8-9 三井ビル4階

TEL 03-5367-9387

**渡邊 倫子** (わたなべ ともこ)

グランディール法律事務所

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-13-11 栄ビル3階

TEL 03-5312-1581

## 実践 訴訟戦術

—— 弁護士はみんな悩んでいる ——

---

平成26年 2月19日 第1刷発行

平成26年 8月6日 第3刷発行

定価 本体2,300円（税別）

編 者 東京弁護士会春秋会

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 藤原印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-89628-918-3 C2032 ￥2300E  
カバーデザイン 鈴木弘